

アジア法研究の40年

—アジア法から開発法学へ—

安田信之

A Personal Reminiscence of Forty Years of Asian Law Study:
From Asian Law Research to Law and Development Study

YASUDA Nobuyuki

1967年3月に大阪市大法学部を卒業してアジア経済研究所に入所してから25年、1992年名古屋大学大学院国際開発研究科に転職してから15年、合計40年間をアジア法に関係する仕事に従事してきたことになる。退職を機会に、これまで自分がやってきた仕事を振り返りたい。

前史

大学時代の生活を振り返ると、デモとアルバイト、そして少しばかしの勉強ということになるのだろうか？当時の大阪市大は少なくとも前2者に関しては関西ではよく知られていた。在学した1963-67年の4年間は60年安保と70年安保の狭間にあり学生運動は沈滞していたが、それでも日韓条約阻止だの大学管理法粉碎などという闘争目標は細々と継続しており、それをめぐるデモには良く参加した。当時自治会を支配していた新左翼系学生デモは、年に1度か2度の全関西レベルでの千人を超える大デモを別とすれば、せいぜいのところ200人程度の参加者しかいなかつた。この規模でジグザグデモやフランスデモをやろうとするのだが、現実には、数のうえ

でもこれに倍する当時最強を誇られた大阪府警機動隊に小突かれ蹴散らされながら、街路をさ迷うという、どうみても「示威」とは程遠いものであった。こんなデモを繰り返す自分たちはマゾヒストかなどとうそぶきながら、それでも結構真面目にスローガンを怒鳴っていたのは、学生なりの青臭い正義感のなせる業であったのだろう。といっても、どこかのセクトに属していたわけではない。当時東京から聞こえてきた「ノンセクト・ラジカル」という語をもじって、自分たちを自嘲気味に「ナンセンス・ドジカル」と称していたことを思い出す。アルバイトでは、社会学の調査からガスタンクの内部の掃除までおよそあらゆる種類のものをこなしたが、当時一番あこがれていたデパートの売り子だけは一度もチャンスがなかった。勉強のほうでは、教養課程ではほとんど授業に出ずに文学書やマルクス主義関係の文献を濫読していたが、専門課程に入ってからは結構真面目に勉強した。身の程知らずに大学院のドイツ語原書購読に潜りこんだり、参加した民法・法社会学の甲斐道太郎先生のゼミで、川島武宜の「所有権法の理論」を自己流の疎外論と結び付けて議論し、先生を戸惑わせていたように思う。

4回生になっても就職する気持ちはなかった。生意氣にも、当時まだ支配的であった日本法の「近代化」というパラダイムに飽き足らず、当時岩波から出されつつあった「講座現代法」を読みながら、進学して現代商法・経済法でも研究しようなどと漠然と考えていた。しかし、アジア諸国の法にはまったく関心はなかった。たまたま受けた国家公務員上級職に合格し、その関係で上京した際に、教養部時代の研究会でチューターをお願いしていた下山瑛二先生（当時東京都立大学）を訪問した。そこで人事院から提供された資料中の推薦機関に掲げられていたアジア経済研究所のことをお聞きし、給料をもらって好きなことができるとはこれに越したことないと考えて、早速電話で研究所に問い合わせた。運がよかったのだろう。数日後に面接をしてもらい、その日のうちに合格を頂いた。面接者の一人から「きみ訴訟法は好きかね？」と尋ねられたので、正直に「手続法は単調だから大嫌いです」と応えた。質問者が当時の所長の東畠精一先生で、先生は常々「法律ができるかどうかは訴訟法の好き嫌いで決まる」といっておられたという話を後で聞いた。それでも合格できたのは、先生をはじめとする当時の中心におられた方々の度量の広さのおかげであると感謝している。

アジア経済研究所時代

〈入所から海外派遣まで〉

1967年アジア経済研究所入所と同時に当初図書資料部・投資資料調査室（後の経済協力調査室）に配属され、1992年3月退職するまでアジアを中心とする途上国の法律の調査・研究に従事した。当時は研究職でも学部

卒がほとんどで同期の20人近くのうち修士は一人しかいなかったと記憶している。1960年代末から70年代初にかけてはベトナム戦争の激化を背景にベ平連運動や全共闘運動など世情騒然とした時代であったが、研究所では、結構自由な研究が認められていたようと思う。下っ端の仕事は所属する研究会の連絡やお茶汲みが主であり、それ以外の時間は同期の仲間たちとアジア関係や社会科学の著作を読んだり、調査研究部の部内研究会でのシニア研究者の議論を傍聴したりしていた。もっとも完全に放任であったわけではなく、シニア研究員からはいろいろご指導を受けた。当時直属の上司であった櫻井雅夫さん（当時投資資料調査室主任）には法律英文の翻訳の特訓を受け、東京での初めてのクリスマスイブの夜、制定されたばかりの「フィリピン投資奨励法」の試訳を朱で真っ赤に直されたことを懐かしく思い出す。

入所後1年ぐらいたってから対象国を決めることになった。学生時代はアジアにほとんど関心がなかったので全くアイデアはなかったが、たまたま池袋で観た映画『アルジェの戦い』に衝撃を受けてアルジェリアをやりたいと言い出し、伊藤禎一さん（当時投資資料室長）や梶田勝さん（当時図書資料部長）など上司の方々を困らせた。何度も面談で、理由を問い合わせられ、まさか映画を観たからとは言えず、当時関心を持って読んでいた「国家資本主義論」の視点からアルジェリアを考えたいというようなことを答えた。お二人から即座にその最大のモデルはインドではないかという反問され、この瞬間にインドを対象とすることが決まった。

1972年からインドに2年間派遣されるまでの間、谷川久先生（当時成蹊大学）を主査と

するアジアの会社法と契約法という2つの研究会のお茶汲みをしながら、インドを分担して概説と翻訳作業を行った(1970, 1971, 1972①②)(カッコ内の数字は業績リスト掲載文献の刊行年および番号、以下同じ)。この過程で発表した処女論文(1969)は、自分なりに国家資本主義論で得た知見をインド経済(会社)法制に当てはめようとしたものである。この頃から、それまで「後進国」(backward countries)と称されていた新興アジア・アフリカ諸国は「開発途上国」ないし「発展途上国」(developing countries)という呼称に「昇格」しつつあったが、その基本的なパラダイムは「遅れた社会の近代化」であることには変わりはなかった。論文の意図としては、インドの国家資本主義を先進国の「国家独占資本主義」とパラレルにとらえ、そこで展開されている諸政策を単なる「近代化」ではなく「現代化」として説明したいという気持ちがあった、と記憶する。

〈インド海外派遣とイギリス留学〉

研究所では、入所後3~5年の若手を2年間発展途上国に派遣することになっていた。あまり成績がよくなかったのだろう、5年後によくやく私の番が廻ってきて、インドのニューデリーにある「インド法律研究所」に留学することになった。テーマは「インド会社法と経済発展」というようなものであったと記憶している。膨大なインド会社法を訳出し終わったばかりで、イギリスの会社法に比べて圧倒的に多かった政府の統制規定がなぜ設けられ、それがどのような役割を果たしているのかに関心があったからである。当時インドは、後に暗殺されるガンディ首相の下で、銀行国有化法や独占規制法を制定するなどよ

り社会主義的政策を採用しつつあったが、その経緯と実態を知りたいということもあった。

到着したインドでは、国会といえども憲法の基本権その他の国家の基本構造を変えるような改正をなしえないとする最高裁のいわゆる「基本権事件」判決をめぐって、ガンディ首相を中心とする行政と最高裁判所との対立が激化していた。1974年には最高裁長官には最先任判事が任命される慣例を破った飛び越し人事が行われ、関係判事が辞任するとともに法曹関係者が全国的な抗議行動を展開するという「司法危機」が起こった。これらをつぶさに見ながら800ページに及ぶ判例を読んでみても、当時の政府追随型の日本の最高裁に慣れてしまっていた私には、なぜ最高裁が立法・行政に対してこれほど強い態度で臨みうるのか理解できなかった。結局、インドでの2年間はこれを知るために、関連憲法判例を読むことと各州高等裁判所を中心とする裁判所の調査に終始した。これらについては現地報告(1975)や帰国後の研究会報告書(1978②, 1980)などで公表している。なかでも(1977)は、高裁判事の官僚化傾向を論証しようとしたもので、後の経緯をみれば必ずしも成功したとはいがたいが、調査のため全州の高裁を回ったことや、草稿段階で山崎利男先生(当時東大東文研)から論文の書き方そのものを含む厳しい指導を受けたことなど個人的には思い出深い作品である。

インド滞在中ほとんど行えなかったインド会社法とイギリス会社法の比較研究のため、派遣期間の修了した1974年7月から休職を得て9ヶ月間ロンドン大学の政治経済研究院(LSE)に留学した。LSEでは当時会社法の権威であったWedderburn教授の指導を受けたが、授業の聴講と2~3週間に一度の面接を

受ける外は、専ら図書館でイギリス会社法関係の文献を読むことに費やした。そこで得たものは、その後のオーストラリア、インド、マレーシア・シンガポールの会社法関係の仕事の基本的な視点となっている（1976①②、1978②、1979、1882①など）。

〈法・法理の3類型の定式化と『アジアの法と社会』〉

1975年3月に帰国したが、しばらくは、インドを中心とする憲法・政治論とイギリス法系会社法というあまり関係のない2つの研究課題を並行して行うということになった。この過程で法制度全般の理解の必要性を感じ始め、1979年には山崎利男先生を主査とする研究会でアジア諸国の法制度をサーベイした。この成果物は、アジ研の出版物としては珍しく1年後に第2版が出されている（1982②）。なお、この研究のための自分なりの方法論の確立のために執筆したものが（1981）である。この論文は、その頃知りつつあったアメリカでの「法と開発研究」運動に関する文献、千葉正士先生（当時東京都立大学）やボランニーの諸論文の他、当時アジ研で活躍されていた岩田昌征さんや中村尚さんの議論を参考にしながら、比較法・法社会学でいう固有法・慣習法および継受法・西欧（国家）法のダイコトミーと比較経済体制論でいう指令および市場の概念を自分なりに結合させ、固有法・共同法理（当初共同体法理）、移入法・市場法理および開発法（当初発展法）・指令法理（当初統制法理）という3つの法・法理を提唱したもので、現在の私の研究方法上の枠組となっている。このうち、固有法・共同法理は、それまで前近代社会とか伝統社会固有の「遅れた」存在とされていた法や意識を、家族や

地域社会を支える法・原理として移入法・市場法理、開発法・指令法理と並ぶ普遍的な機能的操作概念への転換を意図したものである。共同法理を「人々の一体感」を軸として定義したことについては、当時親しかった友人の死に直面して感じた喪失感と、それとほぼ同時に生まれた長男と自分との関係を思いめぐらすうちに思いついたものであり、今では、政治社会における指令法理と経済社会における市場法理と並んで、「共同社会」（community）を基礎づける基本原理であると考えている。

1980年前後から中堅として研究会の企画と運営を任せ始めたが、その頃から会社法、契約法、環境法など法律別に行われていた法制調査を横断的・総合的に行う必要性を感じ始め、当時注目され始めていた東南アジア諸国連合（ASEAN）やその加盟国の政治・経済法制を総合的に理解するためのいくつかの研究会を組織した（1983①、1984、1985①②④）、1986①②）。この間、千葉先生が組織していたスリランカ法研究のプロジェクトに参加させて頂き、人類学の専門家たちとの交流を通じて上記の法・法理の3類型概念をさらに深めることができた（1988③）。

1986年の後半だったと思う。三省堂の鈴木良明さんからアジア法の本を書かないとという話があった。すでに1987-89年の2度目の海外派遣が決まっており、研究会の仕事の仕上げなどで結構多忙であったのだが、気力が充実していたのであろう、二つ返事で引き受けた。1987年6月に赴任地のインドにゲラを持って行ったのだから、1年足らずの間で、研究会の報告書を作りながら400字詰め1200枚ほどの原稿を書いたことになる。この本は1987年11月出版された（1987②）。インド・

日本間での連絡の行き違いなどから校正ミスが多いものだったが、当時アジア法に関する包括的な書物はなかったということもあったのだろう、好意的に受止められ、1988年にはアジア経済研究所の発展途上国研究奨励賞を、1989年には大平正芳記念賞を受けた。なお、本のタイトルには最初「アジア法」を使うことになっていたが、三省堂の編集会議かでそのような概念は存在しないということから、急遽このように改められたと記憶している。今考えると隔世の感がある。

〈2度目の海外研究・インドとイギリス〉

1987年6月からの2年間の2度目の海外研究は、前半の1年をインドの法律研究所、後の1年をイギリスのロンドン大学の東洋・アフリカ学院(SOAS)で行った。この期間の記録は、『国際商事法務』誌上に「インド通信」と「ロンドン通信」に連載されているが、今考えると、当時から進行しつつあった「グローバリゼーション」という現象（当時そのような言葉はまだ一般化していなかった）を観察するいい機会であったと思う。インドでは滞在中に急速な市場化が進行する中でサティ（寡婦焚死）事件（1992）やボバールのガス爆発事件の訴訟経過をみる機会（1988①）があり、また、イギリスではサッチャー政権下での規制緩和・民営化路線とそれに抵抗する労働組合や教会との相克、さらに当時深刻化しつつあった人種問題（1989）をみながら、「市場の力」と「社会の凝集力」という、2つの社会ダイナミックス概念の着想を得た。現在も使っている「市場の力」は当時新聞上でよく使われていたMarket Forceをそのまま訳したものである。

〈帰国後の仕事と「開発法学」の着想〉

1988年9月からSOASとWarwick大学で始まったLaw and Development Programのセミナーに参加するなかで、SlinnやM. Anderson（当時SOAS）、MacAuslan（当時LSE）やYash Ghai（当時Warwick）などの知己を得た。これらのプログラムは時代的にみるとその後のNew Law and Development Movementの先駆けといえるのだろうが、主催者の関心と内容は、極めて理論志向型であったと記憶している。1989年6月に帰国したが、帰国後は、香港の中国復帰や中国の開発と法をめぐる問題をサーベイ（1992③、1993②⑤）しながら、ロンドンで考えてきたLaw and Development Study(LDS)を『開発法学』としてとらえなおすことの可能性を考え始めていた。この成果は（1992）として刊行されているが、これがアジア経済研究所時代の最後の仕事となった。

名古屋大学大学院国際研究科転職以降

〈大学への転職〉

1987-89年の海外滞在中に日本の法学界は急速にアジアに関心を向けはじめていたようだ。上記のように著書のタイトルに採用を認められなかった「アジア法」という語は、帰国したときには法学者の間でごく普通に使われ、1992年以降は『法律時報』の学界回顧のなかで独自のジャンルとして登場している。おそらくそういう事情もあったのだろうが、名古屋大学法学部から新設予定の独立大学院国際開発研究科でアジア法（正式にはアジア法制論）を担当しないかという誘いがかかった。そろそろプロジェクトを離れてじっくり

仕事をしたいという気持が強まっていたことと、「開発研究」という名称に惹かれたこともあって転職を決意し、1992年4月から国際開発研究科の国際協力専攻の教員として採用された。この直前の1990年に大阪市立大学から法学博士号を授与されている。

研究所から大学への転職当初はかなりのカルチャーショック受け、その後遺症は今も続いている。主たるものは当然ながら研究体制に関するものであった。アジ研では研究プロジェクトが認められると、海外出張を含む予算の割り振りや執行などその後の事務的な仕事はすべて事務部門が担当してくれた。これに対して、大学では個人研究を基礎としており、自己のペースで研究を設計できた半面、海外出張資金などを自分で調達しそこを自分で管理するという事務的な負担を負わねばならなかった。科研費からの海外調査への支出が認められたのはかなり後になってからであったと記憶する。また、これと関係するのだろうが、大学の研究活動が予想以上に個人研究を軸としており、蛸壺型であるということであった。当初は、これを打破するため教員間での研究会などを提案したりもしたが、どうも芳しい結果が得られず、次第に、私自身の研究対象と手法も、アジ研時代の現状分析を軸とするグループによるプロジェクト・ベースのものから、文献を中心とする個人研究重視型へとシフトしていった。自分自身の研究を決して蛸壺型だとは思っていないが、この作風自体は結局最後まで変わることはなかったようだ。

授業は、受講者が毎年10人足らずで、また法学部出身者が限られていたこともある、参加者の関心に従ってアジアの法と社会に関する問題を報告してもらい、それについて議

論をするというゼミ形式で行った。このためか授業で自分の理論体系を語るということはあまりなかったが、学生との議論のなかで、政治、経済および共同という3つの社会と開発概念のあいだには原理的な相違が存在し、したがってその分析手法も異なるべきであるという、現在の私の開発法学の枠組みが次第に明確となっていったように思う。

〈大学での研究①前半〉

この当時からの研究課題のひとつとして「アジアの人権」ともいるべきものがある。1992年の世界人権会議から97年の東アジア危機に至るまでの期間、「アジア的価値」と人権の普遍性をめぐる議論が世界的な規模で展開され、この問題は、日本でも憲法ないし人権法の分野を中心に取り上げられた。アジア法研究者としていくつかの学会等でこの問題について発言している(1991①, 1993③, 1994①, 1996①⑤, 1998①, 1999⑤)。私の主張は、「アジアの人々の中は西欧から移植された法概念に違和感を有しているが、その典型が『権利』概念であって、これは西欧では個人的な請求権(正義)として構成されるのに対して、アジアでは共同体の集団的な『正義』として認識される」という、私にとってはごく単純かつ自明のものであったが、欧米はともかく日本人法学者の中に反対が多いのにも驚かされた。私には、当時そして変わりつつあるとはいえ現在も、大学を含む日本の社会のかなりの部分がこの原理により動かされているにもかかわらず、この実態を無視して欧米直輸入の理念を語ることはどうみても「科学的」ではないと考えられたからである。この問題は「共同法理」のあり方をめぐる問題であり、今も考え続けている(1997①,

2001 ⑤).

第2は、東南アジア法に関する仕事である。赴任後まもなくであったと思う。日本評論社の信国さん（当時）から ASEAN 諸国の法の概説書を創らないかという話があった。当時自分の枠組に従って各国の法制度を横並びに比較したいという気持ちが強まっていたので、渡りに舟と引き受けた。なお、同書の基本的視点となった原国家、植民地国家および開発国家という国家体制のなかで東南アジア法の発展図式として（1992 ④）で提出している。この仕事は、当時の関係資料が不十分であったこともあって難航し、完成をみたのは 1994-5 年のメルボルン大学での在外研究を経た 1996 年であった（1996 ④）。その後も、この地域の法の発展はめまぐるしく、2000 年にはその改訂版として（2000 ①）を刊行した。前者では、市場の力と社会の凝集力という概念を、後者ではグローバリゼーション下の「ポスト開発国家」という概念を提出している。

第3は、結成直後のアジア太平洋閣僚会議（APEC）における法の調整・統合の問題であった。私の関心は、グローバリゼーションが進行するなかで、東アジア諸国家と北米を中心とするアングロ・アメリカの異質の法文化がせめぎあいながらどのようにして統合的な法文化・システムをつくりあげていくのか、ということであった。これを考える過程で、東アジア法圏という概念を提出している（1994 ②, 1995）。これらは、日中韓の歴史全体の中での法の共通性に着目したもので、（1996 ④）で構想していた原国家、植民地国家および開発国家概念のこの地域への適用を試みている。

〈オーストラリアでの在外研究〉

このような関心が、1994-5 年文部省在外研究地としてオーストラリアのメルボルン大学を選んだ最大の理由であった。そこにはアジア移民の増加による「アジア化」と先住民の権利伸張に伴う「現地化」を同時に進行させつつあるかつての白人国家オーストラリアをこの目で確認したいと言う気持があった。その直接の成果としては（1997 ⑦, 1998 ②④, 1993 ③④）などで、当初のモノグラフを作るという計画は失敗に帰したが、それでも家族ぐるみで知りえたオーストラリアは、その後の研究に大きな影響を及ぼしたように思う。特にそこで知った人権委員会の活動とそこで主張される「寛容」（tolerance）という観念は、その後のアジアの人権問題を考える際の基礎となっている。受け入れ先のメルボルン大学アジア法センター所長（当時）のマルコム・スミスさんには家族ぐるみでお世話になり、オーストラリアの法や社会についていろいろお教えいただいた。スミスさんはアジア法学会の設立にお骨折り頂いたが、アジアのことをお話ししようとしていた矢先の 2006 年 4 月に急逝された。その時知ったのが私より 1 歳若かった。ご冥福を祈りたい。

〈大学での研究②後半〉

1995 年 8 月に帰国したが、アジアの法とアングロ・アメリカ法の交錯と融合の場としての APEC という構想で 3 年間の科研助成を受けた（2000 ③）。しかし、このプロジェクトは、開始初年の 1997 年の東アジア経済危機が勃発するなかで、その原因とアジアの法へのインパクトを自分なりに理解するために費やされてしまった。第一の課題とされたのが「グローバリゼーション」をどのように理解する

かであった。とりあえず、東アジア経済危機は当時順調とされていた東アジアの「共同型資本主義」が「市場のグローバリゼーション」の大波に掬われたことによるのであり、その結果としてこれらの諸国はより「市場型」の経済制度への移行を迫られている、と想定した(2000④, 2001②, 2002②)。しかし、それに対抗するさまざまな「社会」の動きを見るならば、それだけでは現在進行中の問題を理解できないのではないかと考えた。むしろ、市場のグローバリゼーションと社会のグローバリゼーションという2つの「力」が交錯し、対抗する場としてグローバリゼーションという現象を理解するべきである、と考えられた。この考えは、(2001④)で萌芽的に提出しているが、最近では、この力をすでに提出してきた「市場の力」と「社会の凝集力」のせめぎあいとして概念化している(2005)。

第2は、このような視点から、市場改革の事例として、公正取引協会の助成を受けて当時生成過程にあった東南アジアの競争法のサーベイを行っている(2001①③, 2003①)。関心は、当時アジア全域で生成過程にあった競争法と改革に直面していた企業組織(統治)法を軸にアジアの市場システムと法の問題を理解することであった。この問題は、当時構想しつつあった「開発法学」の経済領域の最大課題であり、この問題を深めることをめざした「アジアの市場・組織・法—開発法学の形成に向けて」は2002-4年の科研費の助成を受けている。結論は、競争法が市場の自由な活動を促進することを課題としていることについては疑問の余地はないとしても、市場のアクターである企業組織を、内部市場論にみるよう市場メカニズムの一環として理解するのは誤りであり、それが「生産の場」であ

る限り、「共同法理」という市場法理とは異質な法理が機能しているはずであるというものであった。この結論は、現在流行の企業統治論の反対を行くものであるが、今でも正しいと信じている。

第3は、「法整備支援」運動について法務省やJICAの研修プロジェクトに参加している。これを扱ったものとしては(1999①, 2006②)があげられるが、理論はともかく、鳴り物入りで推し進められるこの「運動」にある種の政治臭を感じはじめ、次第に実際の運動からは離れていった。その後の関心は、この運動の基礎にあるべき「法の移植」現象理解のための枠組の構築へと向かった。法を規範、制度および文化の複合体と考える「法の三層構造論」はこのために構築されたものである。確か最初の構想は2002年の香港で開催された東亜法哲学シンポジウムで提出したと記憶するが、その後(2003③)を経て(2005)で全面的に展開している。いまだ不十分なところもあるが、「法・法理の3類型」、「政治・経済・共同社会という3つの社会とその開発」、「市場の力と社会の凝集力」とともに、私のアジア法と開発法学の重要な枠組となっている。

第4は、以上のすべてに関係するが(2005)の刊行である。(2000①)を出した直後だったと思う。名古屋大学出版会の三木さんからお話をあった。その頃「開発法学」を正式に開講し始めたこともあって喜んでお引き受けした。大体の構想も決まっていたのだが、その後いろいろな事情が重なり作業は大幅に遅れて、完成したのは2005年の2月であった。枚数をかなり超過し、幾つかの部分を削らざるを得なかった。このような事情もあって、政治、経済および(共同)社会という3つの

社会の相互関係、政治体制と法をめぐる自由と参加の問題、経済体制に関する市場と組織・共同体の関係、さらにはこの両者を基礎づける共同社会と文化の問題など、まだまだ考えなければならないことを多く残しているとはいえる、それまで考えてきたこと一応全面的に展開したのではないか、と思う。完成が定年の1年前であったところから、これで研究活動は店仕舞いにしようとも考えたが、それでも考えてきたことの修正を含めて何やかやと関係する仕事を続けているのは、やはり一種の業というべきなのかもしれない。

なお、私は、「開発法学」を①開発途上地域の法と政治・経済・社会発展とのさまざまな関係を究明し（理論研究）、②そこで得られた知見を動員することにより、政策提言とその批判的検討を行う（政策研究）よりなるものと考えてきた（2005）が、今では、グローバリゼーションの結果世界がますます緊密化し、開発・発展をめぐるさまざまな問題が世界共通の課題となりつつある状況を考えれば、「開発途上地域」に限定する必要はなく、むしろ先進諸国を含めた「世界」とすべきかもしれないと考え始めている。いずれにしても、この学問分野が、論者によりその課題や目的に差があるものの、次第に学界でも認知されつつあることも喜ばしい限りである。

〈大学院での教育・学生指導〉

大学院でのもうひとつの仕事に学生に対する教育がある。教育が研究のディシプリンの継承を意味するものとするならば、振り返ってみて、この方面では必ずしも満足のいく結果を得たとはとはいえないようである。研究指導の基本的姿勢は、上記のように、テーマの選択を含めて学生の自主性を全面的に尊重

するというものであった。この背景には、自分のアジア研時代の経験から、研究とは研究者が自分でテーマを設定し、それを掘り下げるものだという信念が確固としてあったことにによる。この結果、自分の守備領域からかけ離れたテーマを選んだ学生の指導のために、関係のない分野の文献を読まされるなど振り回されることも少なくなかった。このことは、自分のテーマの拡大と深化に益したよう思うが、今考えると果たして学生の指導としてこの方法が良かったのか、という疑問がなくなるもない。確かに「開発学」の領域は広く、それを狭いディシプリンに押し込めることはできない。しかし、ともすれば、そこで主張されるマルティないしインター・ディシプリンという理想が実際にはノン・ディシプリンに墮する場合も少なくないように思われるからである。この結果でもあろうが、修論はともかく博論のレベルでも、最終段階になって、当該研究テーマについての基本的知識を欠いていたり、読むべき基礎文献を読んでいないことを知って、慌てるということもあった。今では、特に修士レベルではもっと基礎知識を教え込む努力が必要ではなかったかと、考えるにいたっている。

この数年で国際開発研究科でも英語授業が主流となりつつあるが、特に日本人学生の理解度を知るために質問してみて、英語力の問題よりも社会科学の基礎知識の欠如に気づき愕然としたことも何度かある。現在プログラム制度など新しい教育方式が模索されているが、これらのプログラムを支える基礎教育をどのように確保するのかは自戒も含めて大きな課題であるように思う。

これとは別に、アジア法・開発法学が「学」としてさらに発展するためには、それを支え

る若手の研究者養成が不可欠である。このためには博士修了者の就職先の発掘が重要であるのだが、この点でも、推薦状を書く以上の積極的な役割を果たしえなかった。これも、生活の心配なく自由に研究に専念できたアジ研での恵まれた環境に慣れきってしまい、若手研究者が直面している厳しさを実感として理解できなかっことによるのだろうと反省している。

〈学会・研究会など〉

アジ研がひとつの世界であり、それ以外に同学の士がほとんどいなかったこともあって、学会とはあまり関係することはなかった。そのせいか、今でも学会活動にはそれほど積極的とはいえない。比較法学会と法社会学会には1970年代後半から加入しているが、それほど真面目な会員であるとはいえない。この2つの学会を除けば、報告を依頼された際に加入したもの、その後は幽霊会員に墮するというものが多かった。そんななかで、2004年に設立されたアジア法学会についてだけは特筆しておかねばならない。学会設立の経緯等についてはいずれ語られる時が来るのだろうが、2000年にアジア法に関心を有していた有志によって設立された「アジア法研究会」を起源にしている。この研究会は、年に2度ほど東京、名古屋、大阪や福岡で研究会を開催して研究交流を深めていたが、2004年に「アジア法学会」として学会化された。アジア法学会は、まだ、会員数150人という小さな学会であるが、設立後年2回の大会を各地で開催し、積極的に研究交流を続けている。設立に当たっては吾郷真一さん（九州大学）、今泉慎也さん（アジ研）、大村泰樹さん（中央学院大）、稻正樹さん（国際基督教大）、香川孝三

さん（神戸大）、孝忠延夫さん（関大）、鈴木敬夫さん（札幌学院大）などが積極的に動いてくれた。アジア法に最も長くコミットしていたという理由で、設立以来代表理事を仰せつかっているが、まったく無能な代表理事で、学会が現在拡大しつつあるのは、一重に現事務局長の鈴木賢さん（北海道大）をはじめ、上記の方々を中心とする理事・事務局の方々のご努力のおかげである。なお、この学会の活動については、そのHP (<http://home.att.ne.jp/zeta/asianlaw/index.htm>) の参照を願いたいが、3年目の成果として（2006①）を出している。

学会ではないが、北海道大学の今井弘道さん、鈴木賢さんなどを中心とする東アジア法文化研究会に1996年以降参加させてもらっていることも触れておかねばならない。この研究会は、当初は日韓法文化の比較のための国際的研究会として発足したようだが、次第に対象地域を中国、台湾へと拡大させ、今では、2006年に設立された東アジア全域をカバーする国際学会「東亜法哲学会」の中心的存在となっている。この研究会を通じて韓国や中国の諸先生方と知り合う機会を得るとともに、ソウルや上海での研究会や上記学会の前身である南京、香港や台北で開催された東アジア法哲学シンポジウムに参加・報告するなどさまざまな刺激を受ける機会を経た。これらを通じて東アジア法のあり方について多くのものを得ているが、2000⑤、2001⑤、2003①はその成果の一部である。

40年の研究生活を振り返ると、その評価については他人さまの判断を待つよりほかないが、研究生活自体は自分なりに満足のいくものであったと思っている。この点については、

ここでいちいち名を挙げることは不可能であるが、本当によき師、よき友に恵まれたことによるものと心から感謝している。どの程度これらの方々のご好意にお応えできたのかを考えると心もとない気もするが、この40年間自由な研究生活を全うしえたのは、一重にこれらの方々の暖かいご指導とご支援のおか

げである。これからしばらくは、お教え頂いたことや考えてきたことを若い人たちに伝えることに微力を尽くすことにより、少しでも学恩に報えればと考えている。最後に、30年もの間、まことに自由で勝手気ままともいるべき研究生活を支えてくれた妻美紗江に謝意を表することをお許し頂きたい。